

Partner's public relations magazine

2014年1月発行

Vol.6

パートナーズ



消費税転嫁対策特別措置法

- 転嫁拒否等の行為是正
- 消費税の表示方法

会報誌

価格0円(税込み)

トピック

日本郵便が消費税率引上げに伴う
新郵便料金を公表



最近の税制改正情報



2013年 忘年会開催しました

税理士法人

パートナーズ

謹賀新年



事務所紹介

税理士法人パートナーズ 広島支社

<http://www.zei-partners.com>

新年あけましておめでとうございます

今後もしつかりと山陰地域に根を張る活動を行いたいと思います。そのために本社、3支社がチームスクラムを組んで皆様のお役に立ちたいと考えております。

あけましておめでとうございます。旧年中は格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございました。おかげさまで、山陰支社は今年設置3周年を迎えます。



山陰支社
代表社員・税理士
川原 康寛

山陰支社としましては昨年末にセミナーを数回開催させていただきました。某法人様、米子法人会青年部様など、いろいろとご協力いただき誠にありがとうございました。本年も引き続き山陰地域の方々への情報提供の一環として、そのような機会が多く作れるよう精進いたします。会員の皆さまにもお会いできる日を楽しみにしております。本年も変わらぬお引き立ての程よろしくお願ひ申し上げます。

明けましておめでとうございます。謹んで新年のお慶びを申し上げます。はじめまして、広島支社の中谷有希と申します。ご縁があって、昨年11月より税理士法人パートナーズ広島支社として新たにスタートすることとなりました。お客様が何でも相談できるような数居の低さと、迅速な対応を心がけながら、末永くお付き合いいただける事務所を目指していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。



広島支社
代表社員・公認会計士
税理士
中谷 有希

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられることが正式に決定し、お客様から経過措置や価格転嫁についての相談を受ける機会も徐々に増えてまいりました。景気は徐々に持ち直しの兆しが見えているようですが、消費税率の引上げ分を価格に転嫁することが難しいと悩んでいらっしゃる中小企業の経営者や個人事業主の方は多く、本格的な景気回復を実感するにはまだ時間がかかりそうです。我々はそのような経営者の方々に満足していただけるサポートができるよう、お客様への情報提供やご提案を積極的にこなしていきたいと思っております。

それでは、寒い日が続きますが、皆様どうぞご自愛くださいますよう、お願い申し上げます。



岡山本社
代表社員・税理士
川本 洋

謹んで新春のお喜びを申し上げます。旧年中に賜りましたご厚情に対し、心より御礼申し上げます。税理士法人パートナーズは、皆様から賜りました格別のお引き立て、ご厚情により昨年十周年を迎えることができ、あらためて心より厚く御礼申し上げます。さて、まだまだ厳しい社会情勢ですが昨年八月三十日に施行された「中小企業経営力強化法」でもわかるように、中小

企業の経営課題は多様化・複雑化しており、お困りの経営者も多いと思います。弊社としまして各専門機関と共に中小企業を守る意味でも、更に細かい部分について今まで以上に注意を払い良い方向へご指導できるように従業員一同、意識を高めております。また各地域での税制改正など、皆さまへの情報提供の一環としてセミナーも引き続き開催させていただきます。近くでの開催の際には、ご参加頂けたらと存じます。

明けましておめでとうございます。謹んで新年のお慶びを申し上げます。昨年は皆さまから賜りました格別のお引き立てに対し心より御礼申し上げます。さて松山支社も昨年5月の設立より半年以上が経過しました。地元松山に戻り、この地での業務は新鮮でもあり土地感があるので営業面やお客様の所在地など、業務がスムーズにできるこ



松山支社
代表社員・税理士
柳井 崇延

とが、些細なことではありますが、とても嬉しく感じるがあります。他の支社でもあると思いますが、私自身も会員の皆さまに情報提供と悩み事の解決をさせて頂く機会をより多く作れるよう、本年も各方面でセミナーや講習会を実施していきたいと考えております。

また法人のお客様さまにおかれましても依然厳しい社会情勢です。経営面に関しても何かお役に立てれるよう、知識と経験の蓄積を積極的に行いたいと思っております。

消費税転嫁対策特別措置法

今般の消費税率の引上げは、幅広く国民各層に社会保障の安定財源の確保のための負担を求めることにより、社会保障の充実・安定化と財政健全化の同時達成を目指すものです。

その前に

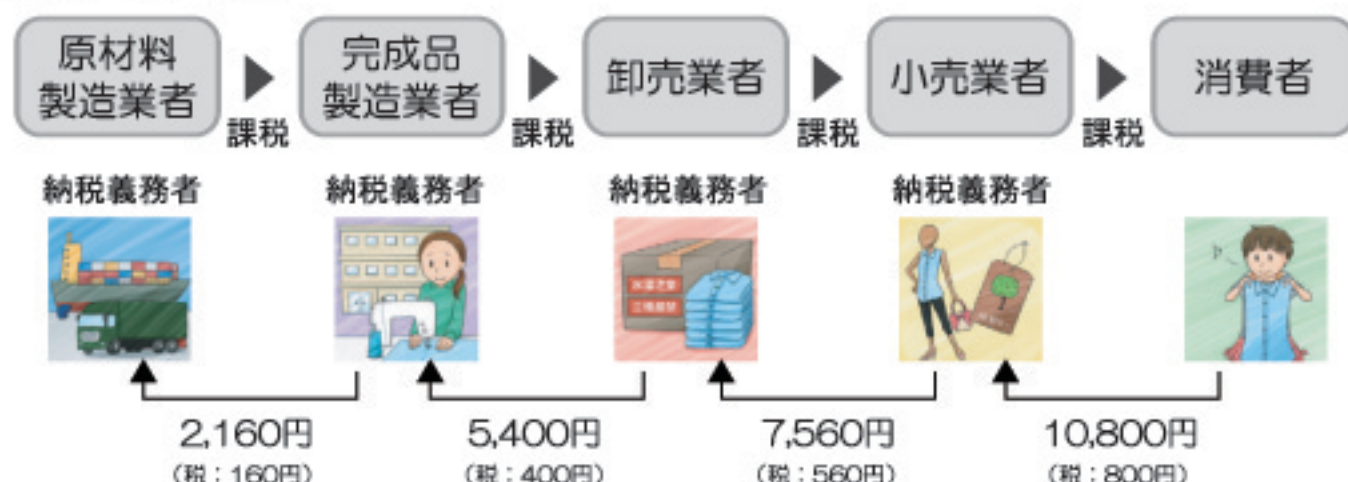
消費税の性格・仕組みについて

消費税は、消費一般に対して広く公平に負担を求める税金です。そのため、原則として全ての財貨・サービスの国内における販売、提供などを課税対象とし、事業者を納税義務者として、その売上げに対して課税を行うとともに、税の累積を排除するために、事業者は売上げに係る税額から仕入れに係る税額を控除(仕入税額控除)し、その差引税額を納付することとされています。

事業者に課される消費税相当額は、コストとして販売価格に織り込まれて転嫁され、最終的には消費者が負担することが予定されています。

消費税の転嫁の仕組み

※税率8%で計算



トピック

日本郵便が消費税率引上げに伴う新郵便料金を公表

日本郵便は12月2日、2014年4月1日からの消費税率引上げ及び印紙税法の一部改正に伴い、増税に伴う税負担を適正に料金に転嫁するため、各種商品・サービスの料金・手数料を改定すると発表した。郵便料金の改定に併せてゆうパック、ゆうメール等の運賃・料金も変更する。また、郵便料金の改定に伴う新料額の普通切手・郵便ハガキ等を発行し、旧料額となる普通切手・郵便ハガキ等は来年3月31日をもって販売を終了する。

50円の通常ハガキが52円になるなどほぼ全ての郵便料金が引き上げられるが、封書のうち定形外の50グラムまで(120円)と100グラムまで(140円)は据え置かれる。定形の25グラムまで(80円)は82円に引き上げられるが、25グラム以下の定形郵便物の上限料金は郵便法施行規則で80円と定められていることから、郵便法施行規則を改正し上限料金を82円に引き上げる省令が同日公布されている。

ゆうパック運賃は同時に一定数以上出すなど特定の場合を除き引き上げられる。ゆうメール料金は150グラムまで(180円、心身障害者用90円)は据え置かれるが、これ以外は特殊なものを除き引き上げられる。また、印紙税法の一部改正により、「金銭または有価証券の受取書」の印紙税の非課税範囲が5万円未満に拡大されることに伴い、3万円を境に区分している料金体系を5万円区分に変更する。

なお、日本郵便は6日、新料額の郵便切手については、約11年半ぶりに再発行する2円切手などを含め11種類、郵便ハガキは10種類を発行することを発表した。絵柄は日本の自然をテーマとし、2円普通切手はエゾユキウサギ、52円切手はソメイヨシノ、82円切手はウメ、205円切手は屋久島国立公園の縄文杉、280円切手は吉野熊野国立公園の那智の滝などとした。いずれも来年3月3日から販売する。



消費税転嫁対策特別措置法

「転嫁拒否等の行為は正し」

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに当たって消費税の転嫁を拒否する行為等を禁止しています。消費税の転嫁拒否等の行為として、消費税転嫁対策特別措置法で禁止している行為は、次の類型です。

減額

事業者は、合理的な理由なく、既に取り決められた対価から、事後的に減じて支払うことにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

〈具体例〉

- ◆対価から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合
- ◆本体価格に消費税額分を上乗せした額を商品の対価とする旨契約していたにもかかわらず、対価を支払う際に、消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合

買いたたき

事業者は、合理的な理由なく、通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

〈具体例〉

- ◆原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- ◆安売りセールを実施することを理由に、大量発注などによる特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、取引先に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

商品購入、役務利用、利益提供の要請

事業者は、消費税の転嫁を受け入れる代わりに、事業者の指定する商品を購入させたり、役務(サービス)を利用させたり、また、経済上の利益を提供させる行為を行ってはいけません。

〈具体例〉

- ◆消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、
 - 取引先にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合
 - 本体価格の引下げに応じなかった取引先に対し、毎年定期的に一定金額分購入してきた商品の購入金額を増やすよう要請する場合
 - 消費税の転嫁の程度に応じて、取引先ごとに目標金額を定め、協賛金を要請する場合
 - 通常必要となる費用を負担することなく、取引先に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合

本体価格での交渉の拒否

事業者は、価格交渉を行う際、供給事業者から本体価格での交渉の申出を受けた場合には、その申出を拒否してはいけません。

〈具体例〉

- ◆本体価格での交渉を申し出た際に、それを拒否する場合
- ◆供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したところ、税込価格での見積書等を再提出させる場合
- ◆税込価格しか記載できない見積書等の様式を定め、その使用を余儀なくさせる場合

報復行為

事業者は、消費税の転嫁拒否等の行為があるとして、供給事業者が公正取引委員会等にその事実を知らせたことを理由として、取引数量を減じたり、取引を停止したり、不利益な取扱いを行ってはいけません。

消費税転嫁対策特別措置法

消費税の表示方法

平成16年4月から実施されてきた消費税込みの総額を表示する義務が一時的に緩和され、税抜価格のみの外税表示を認める特例が平成25年10月1日から実施されています。消費税率が2回上がることで予定される中、値札等の変更などに係る事務負担を軽減することがその目的です。

税抜価格のみの表示は8パターン

● ○○○円(税抜き)	● ○○○円(税抜価格)
● ○○○円(税別)	● ○○○円(税別価格)
● ○○○円(本体)	● ○○○円(本体価格)
● ○○○円+税	● ○○○円+消費税

総額表示義務の特例にはもう一つあり、従来の税込価格に税抜価格を併記するケースです。

併記といっても、**税抜価格を税込価格よりも強調する表示が認められるようになりました。**一般消費者にとって値ごろ感のある税抜価格を、税込価格よりも強調させて目立つようにしようとの心理が働くからです。

税抜価格を強調して表示する

税抜価格の強調表示が認められるのは、併記する税込価格が明瞭に表示されている場合です。

したがって、“**明瞭かどうか**”がポイントとなります。その判断に当たっては、併記する媒体に占める表示の全体からみて税込価格が一般消費者にとって見やすく、かつ、税抜価格が税込価格であると一般消費者に誤認されることがないように表示されていればOKです。

明瞭に表示されているといえる例

● 9,800円(税込10,584円)
● 9,800円(税込10,584円)
● 9,800円(<u>税込10,584円</u>)
● 9,800円(税込10,584円)

明瞭に表示されているとはいえない例

(1) 税込価格表示の文字の大きさに問題がある例
● 9,800円 税込10,584円
(2) 文字間余白、行間余白に問題がある例 (一定幅当たりの文字数に問題がある場合)
● 9,800円 税込10,584円
(3) 背景の色との対照性に問題がある例
● 9,800円(税込10,584円)

禁止される表示・されない表示

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の転嫁を阻害する表示を是正するとの目的から、「消費税還元セール」などの消費税分を値引する表示を禁止しています。具体的には下記にあるパターンが禁止されます。

禁止される具体的な表示例	禁止されない表示の具体例
(1)取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示 ア「消費税は転嫁しません。」 イ「消費税はいただきません。」 ウ「消費税は当店が負担しています。」 エ「消費税はサービス。」 オ「消費税還元」、「消費税還元セール」	次のような表示は、消費税分を値引きする等の宣伝や広告には該当せず禁止される表示には当たらない。 (1)消費税との関連がはっきりしない場合 「春の生活応援セール」 「新生活応援セール」
(2)取引の相手方から負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの ア「消費税率上昇分値引きします。」 イ「消費税8%分還元セール」	(2)たまたま消費税率の引上げ幅と一致するだけの場合 「3%値下げ」 「3%還元」
(3)消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって第2号に掲げる表示に準ずるものとして内閣府令で定めるもの ア「消費税相当分の商品券を提供します。」 イ「消費税増税分を後でキャッシュバックします。」	(3)たまたま消費税率と一致するだけの場合 「8%還元セール」

最近の

税制改正情報

国外財産調書制度



居住者がその年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する場合にはその財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書(国外財産調書)を、翌年の3月15日までに所轄税務署長に提出しなければならない事となりました。

国外財産調書の不提出等に対する罰則も定められており、国外財産調書の虚偽記載による提出又は正当な理由がなく国外財産調書の提出期限内の不提出があった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとされています。(国外送金等調書法10)

ただし、上記のうち不提出に対する罰則については、情状免除規定が設けられています。この法律は、平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用されます。代表者、役員、高所得者の方は、今一度財産の確認をお勧めします！

5,000万円という高い基準値ですが、多くの財産を所有されている方には気になる制度です。緩和されている点と厳しくなっている点を把握しておきたいですね！



税理士：川原 康寛

2013年パートナーズ忘年会 in 黒ひげ

昨年の暮れ、12月10日に小林裕彦法律事務所、行政書士法人近藤事務所の方々と合同の忘年会を開催しました。一昨年と同様40名ほどの大人数での開催となり大盛り上がりとなりました。今回はビンゴ大会も用意し、1年の締めくくりともいえる運試し！見事にパートナーズ内から1等を引き当てることとなりました（他の事務所さん、すみません…）

お酒の席で普段お話ができない方々とのおしゃべりと目の前の海鮮鍋、とても楽しい時間を過ごすことができました。

またお店をお借りした「黒ひげ」さんにも感謝です、ありがとうございました。



40名ともなれば室内もいっぱい…でもお隣の人とたくさんお話ができました。



海鮮鍋を美味しくいただきました。寒い夜にお酒と鍋で幸せのヒトトキでした。



ビンゴの風景。小林弁護士ありがとうございました。

事務所紹介

税理士法人パートナーズ 広島支社

広島市 市章



広島支社長 中谷 有希



はじめまして、税理士法人パートナーズ広島支社長をさせて頂いております中谷有希と申します。最初ですので、簡単に自己紹介から。私は生まれてから20歳まで広島市内で過ごしました。その後東京の大学に進学・卒業してそのまま一度は営業の仕事に就きましたが1年でギブアップ…一旦広島に戻りました。その後約3年、猛勉強し当時の公

認会計士2次試験に合格しまして、再度上京！監査法人で約7年、税理士法人で約4年半ほど勤務しまして、昨年地元広島に戻ってきました。現在40歳（もうすぐ41歳）で、妻と一男一女の4人家族です。もちろんカーブファンです（大竹は残念でした）。次は広島のお話、広島といえば世界でふたつしかない被爆地した地のひとつです。原爆ドームは有名と思います。また平和記念公園もあり日本史における近代昭和の象徴的な地でもあります。またさらに古くは、平清盛が治めた地として縁が深い地でもあります。そのため古くは平安時代から近代昭和時代まで深く歴史に触れることができます。名所も多く、まだ訪れていない方にはオススメな場所なので是非、広島にお越しください！



平和を願う象徴としての場所、当時から70年程の年月が過ぎていますが、いまなお日本国内外、訪れる観光客が多く平和に対する願いの強さを伺わせます。



（左）日本100名城の一つ。名古屋城、岡山城と共に日本三大平城とも言われています。（右）実は厳島神社とつく神社は日本各地にあります。その総本社がここ広島の厳島神社なのです。



広島県はこんな形

法人向け

Partners Membership Partners Membership Partners Membership Partners

パートナーズ会員募集

税理士法人パートナーズではただいま法人向けの会員を募集しています。ご入会の方はパートナーズからの会報誌や税制改正などの情報をご提供、また電話無料相談にも応じます！年会費・入会費は無料！普段なかなか聞けない税務関連情報はもちろん知っていて得する意外に大切なミニ情報までご提供します！

年会費・入会費
無料

特典

①

会報誌の発行

法人向けの情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えできる情報や意外と知られていない重要なもの、知っていて得する情報をお届けします。

◆会報誌は不定期での発行となります



特典

②

無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成に関して幅広くお応えします。

◆無料相談は一般的な内容となります◆個別具体的な内容や書面を作成するものに関しては費用をいただきます◆当社からの訪問でのご相談は交通費をいただきます



特典

③

税制改正・判決事例の提供

よく変わる税法のポイントを改正ごとにご提供します。また過去の判決事例もお届けします。若干専門的なものとなりますが、知っていなければならないポイントや知っておいて得するポイントが必ずあります。



■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■

会員の皆様の周りの方にも情報提供いたします！

会員の輪を広げよう！

ご入会だけでこちらのパートナーズ会報誌を送付いたします。もちろん入会費、年会費無料
皆様の周りで税務のことにご興味がある方がいらっしゃいましたら、是非入会を！

税理士法人パートナーズ

【岡山本社】岡山県岡山市北区下中野1222-9 TEL/FAX 086-246-4446/086-246-4406

【山陰支社】鳥取県米子市加茂町2-204 米子商工会議所会館2階 TEL/FAX 0859-21-5169/0859-21-5179

【松山支社】愛媛県松山市高井町1150 TEL/FAX 089-968-1660/089-968-1660

【広島支社】広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング7F TEL/FAX 082-962-8885/082-962-8886